

事業の概況

2013年度事業の概況

2013年度は、「第4期中期計画」の最終年度であり、事業計画に、「事業戦略の再構築」、「次世代システムへの移行」、「良質な金融サービスの提供」、「安定した収益を生み出す盤石な経営基盤の確立」、「未来に向けたインフラの整備」、「連帯と連携」、「頼りとされる人材育成」、「ガバナンス態勢の強化」を掲げて、下記の通り鋭意取り組みました。

- 事業戦略の再構築については、新たな事業戦略として『「価値づくり」活動』を開始することとし、「成長戦略（融資商品、各種業務）」、「会員組織との関係強化」、「ろうきんらしい店舗の活性化」、「人材育成」、「ブランドイメージ・知名度アップ」、「福祉金融機関としての社会貢献」の6カテゴリー、29課題に役職員が一丸となり取り組みを開始しました。
- 2014年1月5日基幹システムをアール・ワンシステム（新システム）へ成功裡に移行・完了しました。このシステムの活用により、ATMの稼働時間の延長や「ATM利用手数料全額還元サービス（フルキャッシュバック）」の即時化等を実現しました。
- 営業時間については、全店舗で毎週水曜日の預金業務等の取り扱いを午後7時まで延長するとともに、第2土曜日のローン相談会の営業時間を午前10時から午前9時に繰り上げました。
- 融資拡大施策では、勤労者の生活安定に寄与する全期間固定金利型住宅ローン「あんしん」や固定金利型の「くるま自慢」を基軸に利用促進に努めました。
- 経費削減については、「第2次経費削減プロジェクト」を発足させ、2014年度以降の改善に向けて取り組みを開始しました。
- 未来に向けたインフラの整備については、富山東支店を新築移転し、また羽咋支店・砺波支店・富山北支店の大規模修繕を実施しました。
- 各地域推進機構や会員推進機構において、「労金のあゆみと私たちの役割」と題したDVDを活用した研修会・セミナー等を開催し、ろうきん運動の歴史・理念・意義等の継承活動を行いました。

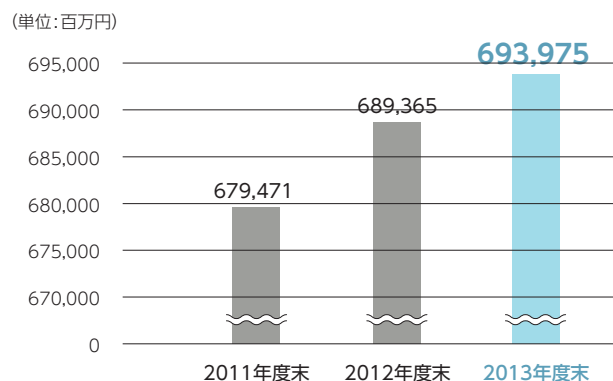
会員及び出資金

団体会員は2012年度より25会員減少し、1,997会員となりました。（間接構成員数349,882人）
出資金は2012年度より増減はなく、40億58百万円となりました。

預金

預金は年間46億9百万円増加し（増加率0.66%）、期末残高は6,939億75百万円となり、期末目標残高を33億91百万円下回る結果となりました（期末目標残高6,973億65百万円、残高目標達成率99.51%）。このうち、個人預金は43億11百万円増加し、団体預金は2億98百万円増加しました。

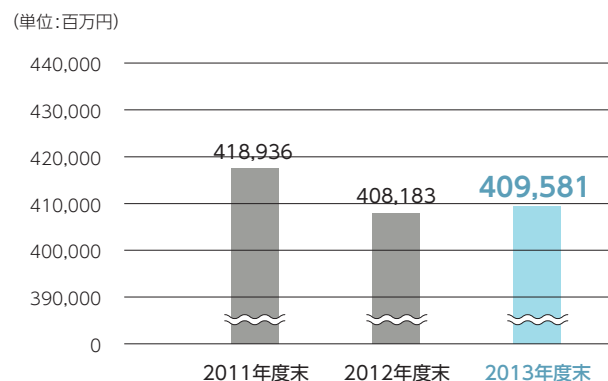
■ 預金残高の推移（譲渡性預金を含む）



貸出金

貸出金は年間13億98百万円増加し（増加率0.34%）、期末残高は4,095億81百万円となり、期末目標残高を4億30百万円上回る結果となりました（期末目標残高4,091億51百万円、残高目標達成率100.10%）。このうち、個人貸付は14億75百万円増加し、団体貸付は76百万円減少しました。

■ 貸出金残高の推移



収支状況

経常収益は118億4百万円となり、前年度比3億19百万円の減収となりました。

貸出金利は、融資の期末残高が増加したものの、平均残高の減少と貸出金利回りの低下から前年度比3億44百万円減少、市場金利が低下した影響等で預け金利が前年度比1億98百万円減少、有価証券利息配当金が前年度比41百万円減少しました。

国債等債券売却益が前年度比1億55百万円減少したこと等により、その他業務収益は前年度比1億39百万円減少しました。

また、株式等売却益が前年度比2億42百万円増加したことにより、その他経常収益が前年度比2億42百万円増加しました。

一方、経常費用は106億43百万円となり、前年度比1億54百万円増加しました。

オール・ワンシステムへの移行に伴うIT投資負担の増加により、物件費が前年度比5億77百万円増加しました。

以上により、経常利益は11億61百万円（前年度比4億74百万円減）、特別損益を加味した税引前当期純利益は12億77百万円（前年度比3億61百万円減）、税引後の当期純利益は9億5百万円（前年度比1億97百万円減）となりました。



主要な経営指標

主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2013年度	2012年度	2011年度	2010年度	2009年度
経常収益	11,804	12,123	12,632	13,267	13,395
経常利益	1,161	1,635	1,982	2,146	1,956
当期純利益	905	1,102	1,183	1,361	1,296
業務純益	923	1,941	1,975	2,330	2,004
純資産額	35,710	34,780	32,565	31,072	30,368
総資産額	735,697	730,957	719,251	714,278	703,900
預金積金残高(譲渡性預金除く)	693,645	689,035	679,241	673,766	664,295
貸出金残高	409,581	408,183	418,936	423,309	413,920
有価証券残高	50,960	47,901	49,300	49,446	62,898
出資総額	4,058	4,058	4,058	4,058	4,058
出資総口数(口)	4,058,230	4,058,230	4,058,230	4,058,230	4,058,230
出資に対する配当金	161	161	161	161	161
職員数(人)	472	483	489	482	484
単体自己資本比率	10.42%	10.22%	9.86%	9.65%	9.51%

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しています。

この告示は平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されています。このため、2012年度(平成24年度)以前については旧告示に基づく結果を、2013年度(平成25年度)においては、新告示に基づく結果の開示を行っております(以下同じ)。

また、当金庫は国内基準を採用しております。

3. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「一般貸倒引当金繰入額」及び「経費」を控除したもので、金融機関の本業の業績を示すといわれる利益指標です。

4. 労働金庫法施行規則別紙様式の改正により、2011年度から損益計算書の表示方法が変更されておりますが、2010年度以前の計数の引き直しは行っておりません。

■ 主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2013年度	2012年度
業務粗利益	9,782	10,214
業務粗利益率	1.36%	1.43%
資金運用収支	10,294	10,635
役務取引等収支	△ 755	△ 784
その他業務収支	243	364
資金運用勘定平均残高	716,429	709,928
資金運用収益	10,673	11,122
資金運用収益増減(△)額	△ 449	△ 622
資金運用利回り	1.48%	1.56%
資金調達勘定平均残高	698,322	690,918
資金調達費用	378	487
資金調達費用増減(△)額	△ 109	△ 389
資金調達利回り	0.05%	0.07%
資金調達原価率	1.32%	1.26%
総資金利鞘	0.16%	0.30%
総資産経常利益率	0.15%	0.22%
総資産当期純利益率	0.12%	0.15%
総資産業務純益率	0.12%	0.26%
純資産経常利益率	3.26%	4.72%
純資産当期純利益率	2.54%	3.18%
純資産業務純益率	2.59%	5.60%

(注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券の売買益などを示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 利益率・純益率

$$\begin{aligned} \text{総資産(純)利益率(又は純益率)} \\ = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{純資産(純)利益率(又は純益率)} \\ = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{純資産(外部流出額を除く)期末残高}} \times 100 \end{aligned}$$

■ 出資配当等

(単位:千円)

項目	2013年度	2012年度
	(総会承認日 2014年6月24日)	(総会承認日 2013年6月25日)
出資配当 (配当率)	161,953 (年4%の割合)	161,840 (年4%の割合)
利用配当	—	—
配当負担率	10.34%	11.64%

(注)
$$\text{配当負担率} = \frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$$

自己資本の充実の状況

■ 単体自己資本比率（国内基準）

2013年度	2012年度
10.42%	10.22%

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。

この告示は平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示（以下、「新告示」といいます。）が適用されています。このため、2012年度（平成24年度）末についてはそれ以前の告示（「旧告示」といいます。）に基づく結果を、2013年度（平成25年度）末においては新告示に基づく結果をそれぞれ開示しています（以下同じ）。

また、当金庫は国内基準を採用しています。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる自己資本比率が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる比率が適用されます。2013年度末から適用する算式は以下のとおりです。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目（注1） - コア資本に係る調整項目の額（注2））}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額（注3） + オペレーショナル・リスク相当額} \times 12.5 \text{（注4）}} \times 100$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労働金庫連合会への普通出資等の合計

(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフバランス取引等）、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセット額の合計額

(注4) 8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

① 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は「標準的手法」（注）を採用しています。

(注) 標準的手法 …… 細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン（1億円以下）が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

② オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」及び「先進的計測手法」のうち、当金庫は「基礎的手法」（注）を採用しています。

(注) 基礎的手法 …… 粗利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫の場合、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は10.42%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

1 自己資本の構成に関する開示事項

2013年度

(単位:百万円)

項 目	2013年度末	
		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	33,448	
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,058	
うち、利益剰余金の額	29,552	
うち、外部流出予定額(△)	△161	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	200	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	200	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	211	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	33,860	
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	48
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	48
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	34	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	5
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	34	
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	33,826	
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	305,491	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△3,594	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	48	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	5	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△4,117	
うち、上記以外に該当するものの額	469	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,917	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	324,408	
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.42%	

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」(以下、「自己資本比率告示」といいます。)により、自己資本比率を算定しています。

この告示は平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されています。このため、2012年度(平成24年度)末については旧告示に基づく結果を、2013年度(平成25年度)末においては新告示に基づく結果をそれぞれ開示しています(以下同じ)。

また、当金庫は国内基準を採用しています。

項 目		2012年度末
基本的項目 (Tier1)	出資金	4,058
	利益準備金	4,059
	特別積立金	23,928
	繰越金(当期末残高)	627
	その他有価証券の評価差損(△)	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	△ 58
	計 (A)	32,614
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	231
	一般貸倒引当金	233
	計 (B)	465
控除項目	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つI/O ストリップス	708
	計 (C)	708
自己資本	(A) + (B) - (C)	(D) 32,371
リスク・アセット	資産(オン・バランス項目)	296,871
	オフ・バランス項目	423
	信用リスク・アセットの額	(E) 297,295
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額	(F) 19,279
	計(E) + (F)	(G) 316,574
Tier1比率	(A) / (G)	10.30%
自己資本比率	(D) / (G)	10.22%

(注) 2012年度末の「その他有価証券の評価差損(△)」は、平成26年3月30日までの間、「平成24年金融庁・厚生労働省告示第8号」に基づく特例に従い当該金額を控除していません。
なお、特例を考慮しない場合の金額は、2012年度は0円です。

自己資本調達手段の概要

2013年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	① 発行主体:北陸労働金庫
	② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:40億58百万円

用語の解説

●「出資金」

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

●「利益準備金」

労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が上記出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

●「特別積立金」

当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

(1) 金利変動準備積立金

市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金です。

(2) 機械化積立金

事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金です。

(3) 配当準備積立金

配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

(4) 経営基盤強化積立金

将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

●「繰越金(当期末残高)」

当期の剰余金のうち、配当などの外部流出額と上記の準備金、積立金への繰入額を除いた翌期への繰越額です。

●「証券化取引に伴い増加した自己資本相当額」

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額(税効果勘案後)が「証券化取引に伴い増加した自己資本相当額」です。

●「土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額」

労働金庫が保有している事業用土地を時価(公示地価等)で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目(Tier2)に算入することが認められていましたが、2013年度からの新告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。ただし、この取扱いについては経過措置が設けられ、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入(算入割合は年々減少)できます。当金庫ではこの経過措置を適用して「差額」の45%を自己資本に算入しております。

●「一般貸倒引当金」

一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるといえるものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、2012年度までは旧告示で自己資本の補完的項目(Tier2)に算入することが認められていました。ただし、算入できる額は自己資本比率の分母(リスク・アセット額)の0.625%が限度でした。

2013年度以降、新告示において一般貸倒引当金は自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められ、算入上限が信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%となりました。

●「証券化エクスポージャー」

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー(利息収入等)を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

●「信用補充機能を持つI/O ストリップス」

証券化取引により譲渡した原資産から将来において生じることが見込まれる金利収入等の全部または一部を受け取る権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補充として利用されるように仕組まれたものをいいます。

●「自己資本」

以上説明した基本的項目の額と補完的項目の額(基本的項目の額を限度とします。)の合計額から控除項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

【新告示の主な用語】

●「コア資本」

2014年3月末から適用されたパーゼンⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式(普通出資)・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資 + 内部留保 + 優先出資 + (△)調整・控除項目で構成されます。

●「コア資本に係る基礎項目」

2013年度以降、新告示では、コア資本に算入できる項目を「コア資本に係る基礎項目」として定めております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました(ただし、経過措置が設けられています)。

●「非累積的永久優先出資」

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないものうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

●「利益剰余金の額」

毎事業年度の剰余金のうち、配当等を行わず、万が一の際の損失を補填するために留保している利益準備金等のことで、特別積立金、繰越金から構成されています。

●「上記以外に該当するものの額」

出資金や資本剰余金等以外のもの、例えば処分済み消分や自己優先出資等の額が含まれます。

●「コア資本に係る調整項目」

2013年度以降、新告示では、損失吸収力の乏しい資産や他の金融機関の資本調達手段など、金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます(ただし、経過措置が設けられています)。

●「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形資産(ソフトウェアやリース資産、電話加入権等)は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます(2012年度までの旧告示では信用リスク・アセットの額の合計額に算入されていた)。

●「前払年金費用の額」

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます(2012年度までの旧告示では信用リスク・アセットの額の合計額に算入されていました)。

●「自己資本の額」

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

2 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

	2013年度末		2012年度末	
	リスク・アセット(注1)	所要自己資本(注2)	リスク・アセット(注1)	所要自己資本(注2)
信用リスク (A)	305,491	12,219	297,295	11,891
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※	297,977	11,919	295,131	11,805
ソブリン向け(注3)	0	0	0	0
金融機関向け	49,944	1,997	51,189	2,047
事業法人等向け	1,063	42	1,585	63
中小企業等・個人向け	154,209	6,168	154,537	6,181
抵当権付住宅ローン	67,815	2,712	67,101	2,684
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
延滞債権(注4)	1,473	58	1,607	64
その他(注5)	23,470	938	19,109	764
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	11,018 (-)	440 (-)	2,164 (-)	86 (-)
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	522	20		
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 4,117	△ 164		
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(注6)	90	3		
中央清算機関関連エクスポージャー(注7)	0	0		
オペレーショナル・リスク(注8) (B)	18,917	756	19,279	771
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B) (C)	324,408	12,976	316,574	12,662

※「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

(注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクを伴うものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うこととなっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。

2. 所要自己資本 = リスク・アセット × 4%

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

4. 「延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

5. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、取立未済手形、出資金、オフ・バランス取引等です。

6. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことをいいます。

7. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。

8. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

$$\text{基礎的手法の算定方法} \quad \text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

●現在の自己資本の充実状況について

2013年度末の当金庫の自己資本比率は10.42%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。また、自己資本の額を構成するコア資本に係る基礎項目は出資金、資本剰余金、利益剰余金の占める割合が非常に高くなっています。したがって、当金庫の自己資本の額は、充実していると評価しています。

●将来の自己資本の充実策

当金庫では、3カ年の中期計画及び単年度の事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

3 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

地域別

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 地域区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付けとする資産 (ファンド等)		その他の 資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	2013 年度末	2012 年度末	2013 年度末	2012 年度末	2013 年度末	2012 年度末	2013 年度末	2012 年度末	2013 年度末	2012 年度末	2013 年度末	2012 年度末	2013 年度末	2012 年度末
国内	733,884	728,169	410,053	408,747	45,192	41,879	-	-	2,914	3,384	275,724	274,157	1,345	1,529
国外	300	297	-	-	300	297	-	-	-	-	0	0	-	-
合計	734,185	728,466	410,053	408,747	45,492	42,176	-	-	2,914	3,384	275,725	274,157	1,345	1,529

業種別

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 業種区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付けとする資産 (ファンド等)		その他の 資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	2013 年度末	2012 年度末	2013 年度末	2012 年度末	2013 年度末	2012 年度末	2013 年度末	2012 年度末	2013 年度末	2012 年度末	2013 年度末	2012 年度末	2013 年度末	2012 年度末
製造業	602	602	-	-	600	600	-	-	-	-	2	2	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱 供給・水道業	-	200	-	-	-	199	-	-	-	-	-	0	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、 郵便業	5	5	0	0	-	-	-	-	-	-	5	5	-	-
卸売業、小売業、 娯楽、飲食サービス業	335	558	274	297	-	200	-	-	-	-	60	61	-	-
金融業、 保険業	268,391	268,211	-	-	2,799	3,991	-	-	-	-	265,592	264,219	-	-
不動産業、 物品賃貸業	260	550	260	542	-	-	-	-	-	-	0	7	-	-
医療、福祉	478	576	478	576	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-
サービス業	506	261	485	240	-	-	-	-	-	-	20	20	-	-
国・地方 公共団体	48,643	43,754	6,490	6,499	42,092	37,185	-	-	-	-	60	68	-	-
個人	402,470	401,116	402,063	400,589	-	-	-	-	-	-	406	527	1,345	1,529
その他	12,492	12,628	-	0	-	-	-	-	2,914	3,384	9,577	9,244	-	-
合計	734,185	728,466	410,053	408,747	45,492	42,176	-	-	2,914	3,384	275,725	274,157	1,345	1,529

残存期間別

(単位: 百万円)

エクスポージャー区分	期間区分	期間の定め のないもの	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 10年以下	10年超	合 計
合 計	2013年度末	48,703	210,041	93,800	75,615	122,986	183,038	734,185
	2012年度末	44,379	199,148	107,203	78,704	117,568	181,461	728,466
貸出金等取引 (注1)	2013年度末	9,553	40,185	50,860	42,629	83,785	183,038	410,053
	2012年度末	10,186	40,072	51,152	42,797	83,076	181,461	408,747
債券	2013年度末	—	800	3,304	2,187	39,200	—	45,492
	2012年度末	—	799	1,891	4,993	34,491	—	42,176
店頭デリバティブ取引	2013年度末	—	—	—	—	—	—	—
	2012年度末	—	—	—	—	—	—	—
複数の資産を裏付けとする 資産 (ファンド等)	2013年度末	2,914	—	—	—	—	—	2,914
	2012年度末	3,384	—	—	—	—	—	3,384
その他の資産等 (注2)	2013年度末	36,235	169,055	39,635	30,798	—	—	275,725
	2012年度末	30,808	158,275	54,159	30,913	—	—	274,157

- (注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
 2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、未決済為替貸、前払費用、未収利息、出資金、株式、仮払金、有形・無形固定資産等です。
 3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 4. CVA リスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

② 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位: 百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	2013年度末	233	200	—	233	200
	2012年度末	232	233	—	232	233
個別貸倒引当金	2013年度末	388	342	29	359	342
	2012年度末	421	388	6	414	388
合 計	2013年度末	622	543	29	593	543
	2012年度末	654	622	6	647	622

用語の解説

●「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示 (△) します。引当基準については、ろうきんの償却・引当基準 (22ページ) ならびに貸借対照表に注記 (55ページ) していますのでご参照ください。

●「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示 (△) します。引当基準については、ろうきんの償却・引当基準 (22ページ) ならびに貸借対照表に注記 (55ページ) していますのでご参照ください。

③ 個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

業種別

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2013 年度末	2012 年度末	2013 年度末	2012 年度末	目的使用		その他		2013 年度末	2012 年度末	2013 年度末	2012 年度末
					2013 年度末	2012 年度末	2013 年度末	2012 年度末				
製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	385	417	339	385	29	6	355	411	339	385	29	6
そ の 他	3	4	3	3	-	0	3	3	3	3	-	-
合 計	388	421	342	388	29	6	359	414	342	388	29	6

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金及び貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

④ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2013年度末			2012年度末		
	格付有り	格付無し	合 計	格付有り	格付無し	合 計
0%	42,149	18,499	60,648	37,235	16,131	53,367
10%	-	1	1	-	1	1
20%	2,603	247,244	249,847	2,695	248,441	251,136
35%	-	193,791	193,791	-	191,753	191,753
50%	602	236	838	1,103	280	1,383
75%	-	206,187	206,187	-	206,723	206,723
100%	-	17,786	17,786	1,204	22,194	23,399
150%	-	712	712	-	701	701
250%	201	3,461	3,662	-	-	-
1250%	-	708	708	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
合 計	45,555	688,629	734,185	42,239	686,227	728,466

(注) 1. エクスポージャーの額は、個別貸倒引当金等の控除前の額です。信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイト区分で記載しています。

削減手法で0%控除した場合は、その控除額をウェイト区分の0%欄に記載しています。

2. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれません。

4. 「1250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、2012年度末は旧告示により資本控除した額を、2013年度末は新告示によりリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーの額をそれぞれ記載しています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。
 なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)

信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として、毎年度の事業計画及び金融環境等を踏まえた「リスク管理方針」を策定し、理事会で審議して決定しています。また、融資商品・制度に係る要領などや、審査・管理の向上に向けた研修を定期的実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

なお、信用リスクの管理状況や個別貸出案件の審査体制については、24ページの「個別リスクへの対応」の項に記載しております。
 貸倒引当金は、「資産査定規程類」及び「償却・引当基準」に基づき以下のとおり計上しています。

- 正常先債権及び要注意先債権 …… 一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。
- 破綻懸念先債権 …………… 債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。
- 破綻先債権及び実質破綻先債権 …… 債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

4 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2013年度末	2012年度末	2013年度末	2012年度末	2013年度末	2012年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,622	1,685	260	250	-	-
ソブリン向けエクスポージャー		-	-	260	250	-	-
金融機関向けエクスポージャー		-	-	-	-	-	-
事業法人等向けエクスポージャー		7	15	-	-	-	-
中小企業等・個人向けエクスポージャー		1,614	1,669	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン		-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向けエクスポージャー		-	-	-	-	-	-
延滞エクスポージャー		0	0	-	-	-	-

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- 適格金融資産担保 …………… 当金庫では、「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。
- 保証 …………… 当金庫では、告示で定められた条件を確実に満たしている地方三公社等に対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。
- クレジット・デリバティブ …… クレジット・デリバティブの取り扱いはありません。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額等

(単位：百万円)

	2013年度末			2012年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合計	派生商品取引	長期決済期間取引	合計
グロス再構築コストの額 (A)	-	-	-	-	-	-
グロスのアドオンの額 (B)	-	-	-	-	-	-
グロスの与信相当額 (A) + (B) (C)	-	-	-	-	-	-
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	-	-	-	-	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額 (C) - (D) (E)	-	-	-	-	-	-
外国為替関連取引	-	/	-	-	/	-
金利関連取引	-	/	-	-	/	-
金関連取引	-	/	-	-	/	-
株式関連取引	-	/	-	-	/	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	-	/	-	-	/	-
その他コモディティ関連取引	-	/	-	-	/	-
クレジット・デリバティブ取引	-	/	-	-	/	-
担保の額 (F)	-	-	-	-	-	-
現金・自金庫預金	-	-	-	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-	-	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額 (E) - (F) (G)	-	-	-	-	-	-

(注) 1.当金庫では、外貨預金の取り扱いに伴う外国為替予約取引があり、与信相当額は、カレント・エクスポーザー方式を用いて算出しています。
 2.当金庫で保有しているファンド(投資信託)に係る派生商品取引は計上していません。
 3.金利スワップ取引及びキャップ取引の取扱いはありません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、以下の派生商品取引を利用することとしています。

- 金利スワップ取引…………… 固定金利選択型住宅ローンの取り扱いに伴う金利変動リスクを避けるために利用します。
- キャップ取引…………… キャップローン(上限金利付住宅ローン)の取り扱いに伴う金利変動リスクを避けるために利用します。

派生商品取引の与信限度枠は「ヘッジ取引要領」で定めています。与信相当額が与信限度枠に収まるよう管理することにより、リスクを限定しています。そのため、担保による保全は行っておりません。また、リスク資本の割当についても行っておりません。

引当金の算定については、「償却・引当基準」に基づき算定しています。

万一、当金庫が取引相手に担保を追加的に提供する必要が生じたとしても、担保として提供できる十分な資産を保有しているため、影響は限定的です。

なお、長期決済期間取引の取扱いはありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

① オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

原資産の合計額等

(単位:百万円)

	原資産の額	
	2013年度末	2012年度末
資産譲渡型証券化取引	8,326	10,191
カードローン	-	-
住宅ローン	8,326	10,191
自動車ローン	-	-
合成型証券化取引	-	-
カードローン	-	-
住宅ローン	-	-
自動車ローン	-	-
合計	8,326	10,191

3カ月以上延滞エクスポージャーの額等

(原資産を構成するエクスポージャーに限る)

(単位:百万円)

	2013年度末	2012年度末
3カ月以上延滞エクスポージャーの額	-	-
カードローン	-	-
住宅ローン	-	-
自動車ローン	-	-
デフォルトしたエクスポージャーの額	-	-
当期の損失	-	-
カードローン	-	-
当期の損失	-	-
住宅ローン	-	-
当期の損失	-	-
自動車ローン	-	-
当期の損失	-	-

保有する証券化エクスポージャーの額

及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	2013年度末		2012年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	2,872	-	2,872	-
カードローン	-	-	-	-
住宅ローン	2,872	-	2,872	-
自動車ローン	-	-	-	-

(注) 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2013年度末		2012年度末		2013年度末		2012年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	-	-	-	-	-	-	-	-
50%	-	-	-	-	-	-	-	-
100%	2,164	-	2,164	-	86	-	86	-
1250%	708	-	708	-	354	-	-	-
カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅ローン	708	-	708	-	-	-	-	-
自動車ローン	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスク・ウェイト × 4%

2. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

3. 「1250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、2012年度末は旧告示により資本控除した額を、2013年度末は新告示によりリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーの額をそれぞれ記載しています。カードローン等は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	2013年度末	2012年度末
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	34	58
カードローン	-	-
住宅ローン	34	58
自動車ローン	-	-

早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

該当がありません

当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略

該当がありません

証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

該当がありません

証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当がありません

証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	2013年度末	2012年度末
証券化取引を目的として保有している資産の額	-	-
カードローン	-	-
住宅ローン	-	-
自動車ローン	-	-

②投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

保有する証券化エクスポージャーの額
及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	2013年度末		2012年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	-	-	-	-
カードローン	-	-	-	-
住宅ローン	-	-	-	-
自動車ローン	-	-	-	-

(注) 再証券化エクスポージャーは保有していません。

証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により
算出される信用リスク・アセットの額

該当がありません

保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分
ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2013年度末		2012年度末		2013年度末		2012年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	-	-	-	-	-	-	-	-
50%	-	-	-	-	-	-	-	-
100%	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車ローン	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスク・ウェイト × 4%

2. 再証券化エクスポージャーは保有していません。

3. 「1250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、2012年度末は旧告示により資本控除した額を、2013年度末は新告示によりリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーの額をそれぞれ記載しています。カードローン等は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

証券化エクスポージャーに関する
リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、「オリジネーター」ならびに「投資家」としての証券化取引を行っています。

「オリジネーター」としての証券化取引は、保有する貸付債権の金利リスクを軽減することを目的としており、ALM委員会においてスキーム等を検討し、経営会議・理事会の承認のもとに実施しています。

また、「投資家」としては、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入しています。リスクを限定するために、半期ごとに策定する「資金運用方針」と毎月開催するALM委員会及び資金運用委員会で確認した月次計画に基づいて対象商品、購入額を決定しています。購入した証券化商品や期中の運用状況については理事会等に定期的に報告しています。

これらの証券化取引の状況については、裏付けとなる資産の状況、時価、及び適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

証券化エクスポージャーについて、
信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

証券化取引に関する会計方針

○オリジネーターの場合

当金庫では、証券化取引を貸付債権の売却による資金調達として会計上認識しております。また、貸付債権の譲渡は受渡日基準で認識しております。

なお、当金庫の内部規程及び日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、処理するよう努めています。

○投資家の場合

当金庫の内部規程及び日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切に行っています。

証券化エクスポージャーの種類ごとの
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P)

7 出資等エクスポージャーに関する事項

① 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	2013年度末		2012年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	3,958	3,958	4,030	4,030
非上場株式等	92	-	99	-
その他	5,900	-	5,900	-
合計	9,950	3,958	10,030	4,030

(注) 1. 貸借対象表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
 2. 「上場株式等」の区分には、上場投資信託 (ETF) を含んでいます。
 3. 「その他」には、労働金庫連合会出資金を計上しています。

② 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2013年度末	2012年度末
売却益	309	67
売却損	-	334
償却	-	-

③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2013年度末	2012年度末
評価損益	1,029	632

④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2013年度末	2012年度末
評価損益	-	-

出資等エクスポージャーに関する リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、労働金庫の中央金融機関 (労働金庫連合会) 等への出資の他に、経営体力に見合った限度内で株式等 (上場投資信託を含む) を保有することにより適正な収益を確保することを基本方針としています。

株式等の投資対象や投資金額については、半期ごとに策定する「資金運用方針」で設定しており、「資金運用方針」は ALM 委員会及び資金運用委員会で協議し、理事会の承認を受けています。

保有する株式等については、日々時価を把握し、リスク量を VaR (バリュー・アット・リスク) により計測して、価格変動リスクが経営体力に比して過大とならないように努めています。

子会社株式及び関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

会計処理については、当金庫の内部規程及び日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切に処理しています。

8 金利リスクに関する事項

金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 (金利リスク量)

(単位:百万円)

運用勘定	金利リスク量		調達勘定	金利リスク量	
	2013年度末	2012年度末		2013年度末	2012年度末
貸出金	9,022	4,897	預金積金	8,903	5,579
有価証券	1,745	1,018	その他	0	0
預け金	691	440	調達計 (B)	8,903	5,579
その他	229	187			
運用計 (A)	11,689	6,544			
金融派生商品 (金利受取サイド) (C)	-	-	金融派生商品 (金利支払サイド) (D)	-	-
金利リスク量計 (A) + (C) - (B) - (D)	2,786	965			

(注) 上記金利リスクは、科目毎に計算した VaR (バリュー・アット・リスク) の値から算出しています。

金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- ① 「リスク管理方針」、「リスク管理規程」等に基づき、定期的にVaR (バリュー・アット・リスク) を計測することにより、金利リスクを把握しています。
- ② 計測結果及び今後の対応について、定期的にリスク管理委員会、ALM 委員会へ報告し、協議しています。また、理事会に対しても定期的に報告しています。

金庫が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

当金庫では、統合的リスク管理の観点からVaR (バリュー・アット・リスク) という統計的手法により金利リスク量を算定しています。なお、VaR算定方法の概要は以下のとおりです。

- ① 市場金利等の過去の値動きから、将来、一定の確率で生じ得るこれらの値動き (以下、変化量という) を推測します。また、各年限間の金利の相関関係 (係数) を推測します。なお、変化量を推測するための観測期間は240日 (営業日ベース) としています。
- ② 上記①で算出された変化量や相関係数を、当金庫のポートフォリオに当てはめ、一定期間に生じ得るポートフォリオの現在価値減少額を計測します。
※金利リスク量算定にあたり期限前解約及び期限前弁済は考慮していません。
※要求払預金のうちコア預金 (明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金) については、内部モデルにて金利リスク量を算定しています。
- ③ 一定の確率は、1% (信頼水準99%) としています。また、一定期間 (保有期間) は、有価証券は資金運用計画の策定サイクル等を勘案して120日 (約6カ月) とし、有価証券以外の預金・貸出金・預け金等は流動性等を考慮して240日 (約1年) としています。
- ④ 金利リスク量の計測について、有価証券は日次で、有価証券以外の預金・貸出金・預け金等は月次で行っています。

9 オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスクに区分し、管理しています。

オペレーショナル・リスク管理の基本方針として、年度ごとに策定するリスク管理方針のなかで上記①～⑥の各リスクの管理方針等を定めています。

また、具体的な管理態勢、手続き等の基本事項を定めた「リスク管理規程」を制定しています。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、統括部署であるリスク管理部がオペレーショナル・リスク全体を管理し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況及びその後の対応については、定期的にリスク管理委員会で協議しています。また、重要事項については経営会議及び理事会に報告することとしています。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

資産内容の開示

■ リスク管理債権（破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額）

2013年度末のリスク管理債権合計は38億36百万円で、貸出金残高4,095億81百万円に占める割合（リスク管理債権比率）は0.93%となっています。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が2億23百万円、「延滞債権」が28億1百万円、「3カ月以上延滞債権」が3億11百万円、「貸出条件緩和債権」が4億99百万円となっています。

リスク管理債権合計38億36百万円に対して、担保・保証等による回収見込み額が34億28百万円となっています。また、「貸倒引当金」を4億26百万円引き当てています。その結果、保全額は38億55百万円となり、リスク管理債権合計の100%をカバーしています。

（単位：百万円）

区 分	2013年度末	2012年度末
リスク管理債権 合計 (A)	3,836	4,063
破綻先債権	223	297
延滞債権	2,801	3,026
3カ月以上延滞債権	311	225
貸出条件緩和債権	499	515
保全額 (B)	3,855	4,072
担保・保証等による回収見込み額	3,428	3,599
貸倒引当金	426	472
保全率 (B) / (A) (%)	100%	100%
貸出金残高 (C)	409,581	408,183
リスク管理債権比率 (A) / (C) (%)	0.93%	0.99%

- (注) 1. 金額は決算後（償却後）の計数です。
2. 単位未満は切り捨てしています。
3. 保全率は100%を上限として表示しています。

用語の解説

● 「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」があります。

● 「破綻先債権」とは

借り手の倒産（個人の場合には、自己破産も）などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

● 「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実は発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということとなります。

● 「3カ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる（会社の業績不振等）などの理由で、ろうきんが元金又は利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

● 「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建又は支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取り決めを行っている貸出金のことです。（ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。）

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

● 「担保・保証等による回収見込み額」とは

リスク管理債権のうち、預金・積金、有価証券及び不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

● 「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。「一般貸倒引当金」とは、「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。なお、引当基準については、貸借対照表に注記（55ページ）していますのでご参照ください。

■ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定公表」

2013年度末の金融再生法上の不良債権合計額は38億37百万円で、総与信額4,104億63百万円に占める割合（不良債権比率）は0.93%となっています。

不良債権の内訳は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」が15億91百万円、「危険債権」が14億34百万円、「要管理債権」が8億11百万円となっています。

不良債権合計額38億37百万円に対して、担保・保証による回収見込み額が34億29百万円となっています。また、「貸倒引当金」を4億26百万円引き当てています。その結果、保全額は38億56百万円となり、不良債権合計額の100%をカバーしています。

(単位：百万円)

区 分	2013年度末	2012年度末
金融再生法上の不良債権 (A)	3,837	4,067
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,591	1,796
危険債権	1,434	1,531
要管理債権	811	740
保全額 (B)	3,856	4,075
担保・保証等による回収見込み額	3,429	3,603
貸倒引当金	426	473
保全率 (B) / (A) (%)	100%	100%
正常債権 (C)	406,626	405,226
合計 (D) = (A) + (C)	410,463	409,293
金融再生法上の不良債権比率 (A) / (D) (%)	0.93%	0.99%

- (注) 1. 金額は決算後（償却後）の計数です。
 2. 単位未満四捨五入しています。
 3. 保全率は100%を上限として表示しています。

用語の解説

● 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目。）のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

● 「危険債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目。）のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受け取りができない可能性が高い債権のことです。

● 「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3か月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

● 「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」のうち、預金・積金、有価証券及び不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

● 「貸倒引当金」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」に対して計上している個別貸倒引当金と一般貸倒引当金の合計額のことです。将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

● 「正常債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目。）のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」を除いたもので、借り手の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことです。

■ 資産査定に係る各種基準の比較と償却・引当基準

当金庫の「資産査定の債務者区分」、「償却・引当基準」、「金融機関の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」、「労働金庫法施行規則に基づくリスク管理債権」の各種基準を比較すると、以下のとおりとなります。

資産査定の債務者区分		ろうきんの償却・引当基準			
区分単位	債務者単位	区分単位	債務者単位		
対象債権	総与信（償却前）	対象債権	債権（貸出金及び貸出金未収利息）		
定義	北陸労働金庫の資産査定規程類	定義	処理基準：北陸労働金庫の資産査定規程類		
債務者区分		債務者区分	分類*	要償却・引当額の概要	
破綻先 230	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	破綻先	Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰り入れる。	78
			Ⅲ分類	全額を個別貸倒引当金に繰り入れる。	
			非・Ⅱ分類		
実質破綻先 1,390	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者	実質破綻先	Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰り入れる。	244
			Ⅲ分類	全額を個別貸倒引当金に繰り入れる。	
			非・Ⅱ分類		
破綻懸念先 1,434	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	破綻懸念先	Ⅲ分類	必要額（予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積る場合もある。）を個別貸倒引当金に繰り入れる。	46
			非・Ⅱ分類		
要注意先 5,262	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者	要注意先	要管理債権	Ⅱ分類	87
				非分類	
		要管理債権以外（注1）	Ⅱ分類	65	
			非分類		
正常先 395,682	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	正常先	非分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰り入れる。（注2）	41
				その他	
その他 6,492	国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権	その他	-		

*「分類」とは

債務者区分	正常先	要注意先	破綻懸念先	実質破綻先	破綻先
分類	非分類	全ての債権額	優良保証、優良担保の処分可能見込額	同左	同左
	Ⅱ分類		優良保証、優良担保の処分可能見込額で保全されていない部分	一般保証の回収可能額、一般担保の処分可能見込額など	同左
	Ⅲ分類			Ⅱ分類以外の部分	担保評価額と処分可能見込額との差額
	Ⅳ分類				上記分類以外の回収見込のない部分

※「破綻先」のⅡ分類には、民事再生計画認可決定で切捨債権が発生する場合の「計画による返済予定額」、同Ⅳ分類には「切捨債権額」も該当する。

(単位:百万円)

債権の区分 (金融再生法に基づく報告・公表)		リスク管理債権の区分 (労金法に基づく開示)	
区分単位	債務者単位	区分単位	債権単位
対象債権	総与信 (ただし要管理債権は貸出金のみ)	対象債権	貸出金
定義	労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条	定義	労働金庫法施行規則第114条
債権区分		債権区分	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	破綻先債権	債務者が破産、会社更生、民事再生などの申立てを行ったこと、および銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金
1,591		223	
危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権	延滞債権	元金又は利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元金又は利息の取立て又は弁済の見込がなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金
1,434		2,801	
要管理債権 (債権単位)	3カ月以上延滞債権	3カ月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金 (破綻先債権、延滞債権を除く)
	311	311	
	貸出条件緩和債権	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 (破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権を除く)
	500	499	
正常債権 (注3)	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権		
406,626			

(注1) 要管理先のうち、3カ月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。

(注2) 一般貸倒引当金は、予想損失率に基づいて繰り入れることとしています。

(注3) 総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権 (未収利息等) については、正常債権に含まれます。

※金融再生法については、単位未満四捨五入で記載し、資産査定及びリスク管理債権については、単位未満切り捨てで記載しています。

